**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱  第１条　略  第２条  １　略  ２　別表第１の事業区分のうち１、２及び５については、「林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）、平成30年7月豪雨被災施設整備等対策実施要領（平成30年10月11日付け30林政経第345号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）」に基づき実施するものとする。  第３条　略  第４条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式の１又は別記第1号様式の２によるものとし、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び５については、別記第1号様式の１、別表第1の事業区分のうち３及び４については、別記第1号様式の２（ただし、市町村が補助事業者である場合は別記第1号様式の１）によるものとし、所長に提出しなければならない。  第５条第１項～第８項　略 | 高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱  第１条　略  第２条  １　略  ２　別表第１の事業区分のうち１、２及び５については、「林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）、平成30年7月豪雨被災施設整備等対策実施要領（平成30年10月11日付け30林政経第345号林野庁長官通知）」に基づき実施するものとする。  第３条　略  第４条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式の１又は別記第1号様式の２によるものとし、知事又は所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び５については、別記第1号様式の１、別表第1の事業区分のうち４については、別記第1号様式の２（ただし、市町村が補助事業者である場合は別記第1号様式の１）によるものとし、所長に提出しなければならない。また、別表第1の事業区分のうち３については、別記第1号様式の２によるものとし、知事に提出しなければならない。  第５条第１項第１号～第８号　略 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| （削除）  (９)　別表第1の事業区分のうち３及び４の補助事業により取得、改良又はレンタルした林業機械を利用して生産される原木は、県内に木材加工施設を有する事業者等（以下「加工事業者等」という。）にその半数以上を供給しなければならない。  (10)　補助事業の実施においては、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）の規定を遵守しなければならないこと。  (11)　補助金の交付を申請するに当たって、県税の滞納がないこと。  (12)　市町村が補助事業者である場合は、補助金の交付に際し、事業主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。  第５条第２項　略  第６条　補助事業者は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第２号様式の１又は別記第２号様式の２による変更等承認申請書を所長に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び５については、別記第２号様式の１、別表第1の事業区分のうち３及び４については、別記第２号様式の２（市町村が補助事業者の場合は、別記第２号様式の１）を所長に提出しなければならない。  第６条第２項　略  第７条　補助事業者は、規則第10条第１項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第３号様式による遂行状況報告書を、所長に提出しなければならない。 | (９)　別表第１の事業区分のうち３及び４の補助事業者が、素材生産事業者（以下「供給者」という。）である場合は県内に木材加工施設を有する事業者等（以下「加工事業者」という。）との間で、取りまとめ事業者である場合は県内に住所を有する供給者及び加工事業者との間で、加工事業者である場合は供給者及び取りまとめ事業者との間で、それぞれ間伐材等の安定供給協定（以下「協定」という。）を締結しなければならないこと。ただし、加工事業者が自ら生産・利用する場合には、協定の必要はないものとする。  また、県内に森林を有する森林所有者が請負契約等により、素材生産を行う場合は、森林所有者若しくは受注した素材生産事業者又は取りまとめ事業者のいずれかが、加工事業者との協定を締結しなければならない。この場合、県内に住所を有する素材生産事業者等は、補助事業者となることができる。  (10)　別表第1の事業区分のうち３及び４の補助事業により取得、改良又はレンタルした林業機械を利用して生産される原木は、加工事業者へ優先して供給しなければならないこと。  (11)　補助事業の実施においては、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）の規定を遵守しなければならないこと。  (12)　補助金の交付を申請するに当たって、県税の滞納がないこと。  (13)　市町村が補助事業者である場合は、補助金の交付に際し、事業主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。  第５条第２項　略  第６条　補助事業者は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第２号様式の１又は別記第２号様式の２による変更等承認申請書を知事又は所長に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び５については、別記第２号様式の１、別表第1の事業区分のうち４については、別記第２号様式の２（市町村が補助事業者の場合は、別記第２号様式の１）を所長に提出しなければならない。また、別表第1の事業区分のうち３については、別記第２号様式の２を知事に提出しなければならないものとする。  第６条第２項　略  第７条　補助事業者は、規則第10条第１項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第３号様式による遂行状況報告書を、別表第1の事業区分のうち３については知事に、別表第1の事業区分のうち１、２、４及び５については所長に提出しなければならない。 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 第８条　補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第４号様式による概算払請求書を、所長に提出しなければならない。  第９条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第５号様式の１又は別記第５号様式の２によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び５については、別記第５号様式の１、別表第1の事業区分のうち３及び４については、別記第５号様式の２（ただし、市町村が補助事業者である場合は別記第５号様式の１）を所長に提出しなければならない。  ２　補助事業者は、第５条第７号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して、所長に報告しなければならない。  ３　第１項の補助事業等実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第６号様式により、所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。  ４　前項の規定による報告は、第１項の補助事業等実績報告書を提出した年度の翌年度の５月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合は、翌々年度の５月末日までに報告しなければならない。  第10条～第13条　略  第14条　この要綱の規定により、提出する書類のうち、複数の事業者により構成された連合会等の団体であって、県内で広域的に活動するものが行う事業については、知事に提出しなければならない。  ２　前項に規定された事業にあっては、別記様式中「高知県○○林業（振興）事務所長」とあるものは「高知県知事」と読み替えて適用するものとし、高知県林業振興・環境部木材増産推進課に提出しなければならない。  ３　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。 | 第８条　補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第４号様式による概算払請求書を、別表第1の事業区分のうち３については知事に、別表第1の事業区分のうち１、２、４及び５については所長に提出しなければならない。  第９条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第５号様式の１又は別記第５号様式の２によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに知事又は所長に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び５については、別記第５号様式の１、別表第1の事業区分のうち４については、別記第５号様式の２（ただし、市町村が補助事業者である場合は別記第５号様式の１）を所長に提出しなければならない。また、別表第1の事業区分のうち３については、別記第５号様式の２を知事に提出しなければならない。  ２　補助事業者は、第５条第７号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して、別表第1の事業区分のうち３については知事に、別表第1の事業区分のうち１、２、４及び５については所長に報告しなければならない。  ３　第１項の補助事業等実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第６号様式により、別表第1の事業区分のうち３については知事に、別表第1の事業区分のうち１、２、４及び５については所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。  ４　前項の規定による報告は、第１項の補助事業等実績報告書を提出した年度の翌年度の５月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合は、翌々年度の５月末日までに報告しなければならない。  第10条～第13条　略  第14条　この要綱に基づき知事宛に提出する書類にあっては、高知県林業振興・環境部木材増産推進課に提出しなければならない。  ２　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| （附　則）  １　この要綱は、平成30年４月５日から施行する。  ２　この要綱は、平成32年５月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第５条第１項第３号から第７号まで及び第２項、第９条第３項及び第４項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  （附　則）  １　この要綱は、平成30年12月25日から施行する。  （附　則）  １　この要綱は、平成31年○月○日から施行する。 | （附　則）  １　この要綱は、平成30年４月５日から施行する。  ２　この要綱は、平成31年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第５条第１項第３号から第７号まで及び第２項、第９条第３項及び第４項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  （附　則）  １　この要綱は、平成30年12月25日から施行する。 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別表第2　略 | 別表第2　略 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別記第1号様式の１－２～別紙１－１－３　略 | 別記第1号様式の１－２～別紙１－１－３　略 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別紙１－２－１　略 | 別紙１－２－１　略 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別紙１－２－３　略 | 別紙１－２－３　略 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| （削除） |  |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別記第２号様式の１－２～別紙２－１－２　略 | 別記第２号様式の１－２～別紙２－１－２　略 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別紙２－２－１～２－２－３　略 | 別紙２－２－１～２－２－３　略 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別記第３号様式～別記第４号様式　略 | 別記第３号様式～別記第４号様式　略 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別記第５号様式の１－２～別紙５－１－２　略 | 別記第５号様式の１－２～別紙５－１－２　略 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別紙５－２－１～別紙５－２－３　略 | 別紙５－２－１～別紙５－２－３　略 |

**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別紙６号様式～別紙８－４　略 | 別紙５－２－１～別紙８－４　略 |